

リスクマネジメント

～ 学校の危機をいかに防ぐか～

高崎経済大学講師

高崎市教育長

飯野 眞幸



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 . ハインリッヒの法則
- 2 . 学校の危機
- 3 . 究極の危機管理
- 4 . 学校が直面する危機
- 5 . 学校事故（災害）と責任
- 6 . 安全配慮義務と注意義務
- 7 . 判例に学ぶ
- 8 . 危機を招かない学校にするために
- 9 . 危機にどう対応するか

はじめに

学校（教員）の常識は世間の非常識

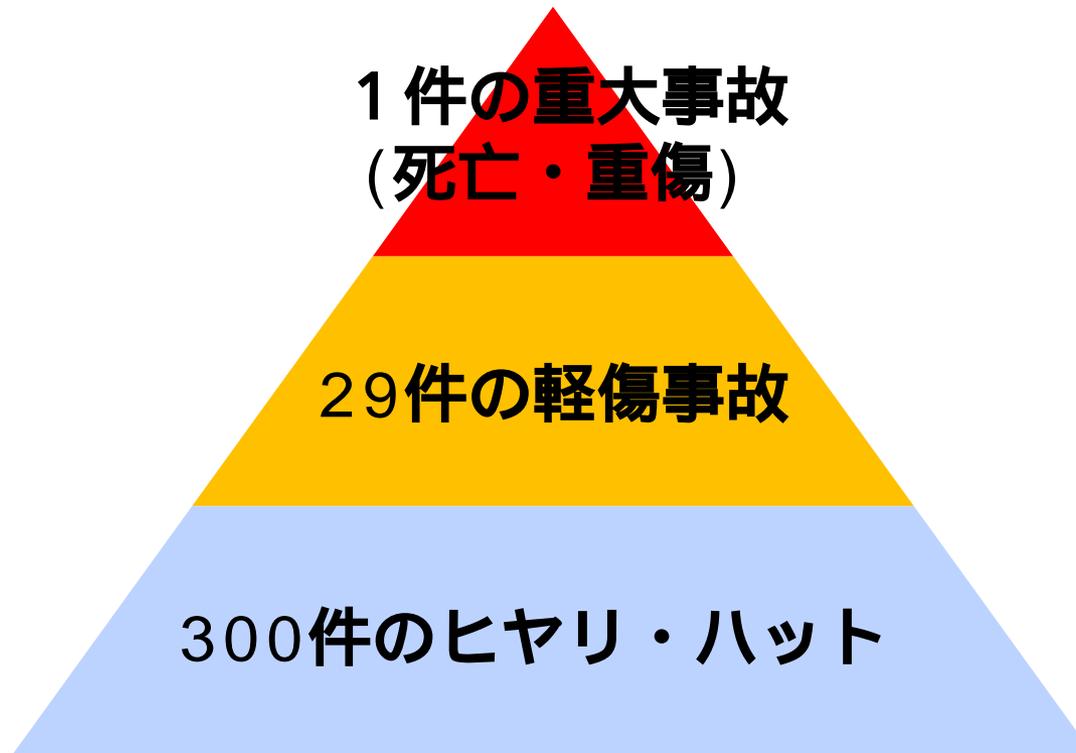
教訓を学ぼうとしない学校（教員）

学校は隙だらけ

1. ハイน์リッヒの法則

1 . ハインリッヒの法則

Herbert W. Heinrich (1886-1962): 1930年代のアメリカの産業安全の先駆者。



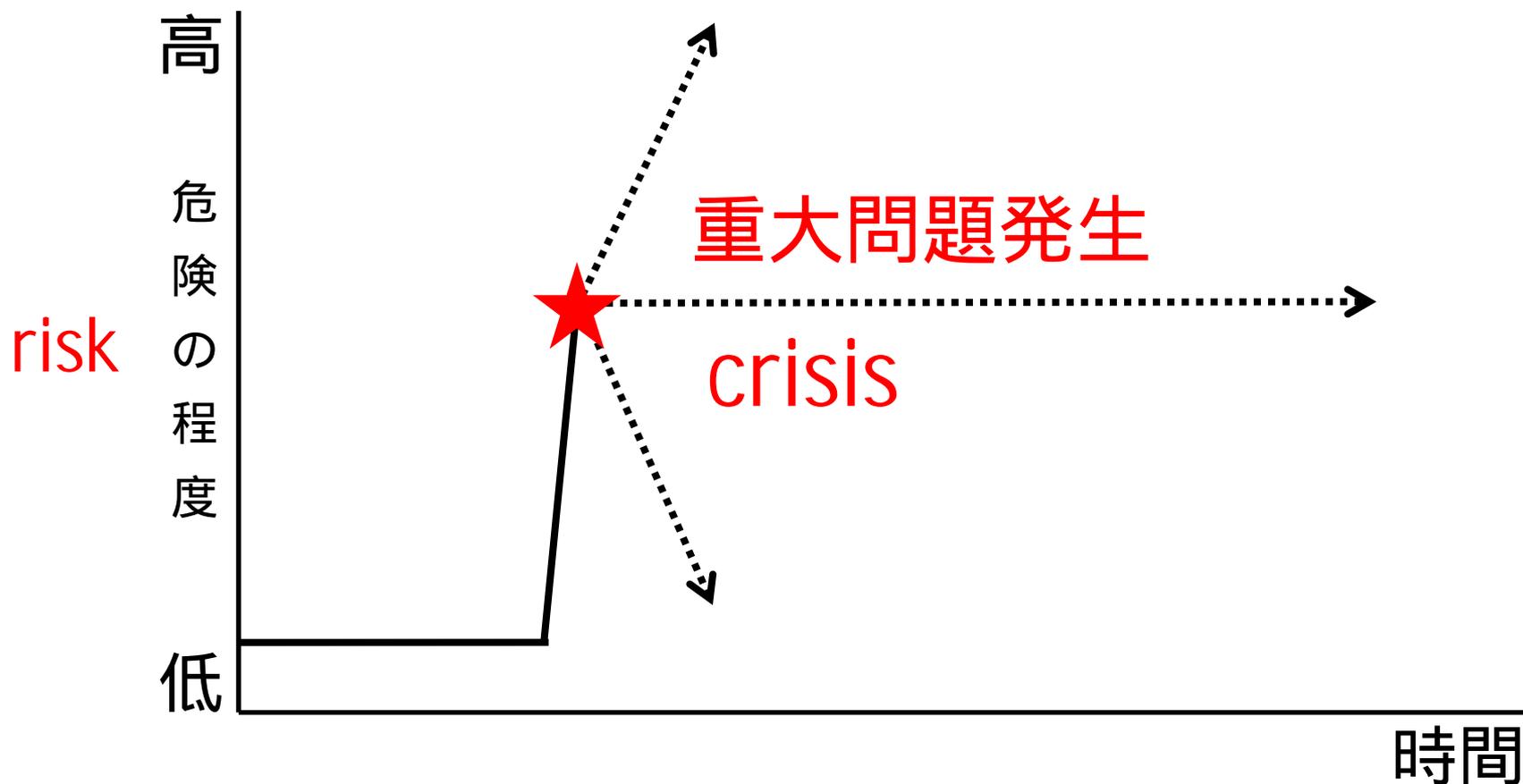
2 . 学校の危機

2 . 学校の危機

- Ⅰ 児童生徒及び職員の生死に関わる事態の発生
- Ⅰ 学校の名誉や名声が覆るような事態の発生
- Ⅰ 学校の存続が危ぶまれるような事態の発生

3 . 究極の危機管理

3 . 究極の危機管理



普段より組織として危機感を共有し、危機の発生を未然に防ぐ（=究極の危機管理）

4 . 学校が直面する危機

4 . 学校が直面する危機

大項目	中項目	小項目
学校安全	学校事故	始業時 / 授業中 / 休み時間 / 給食 / 放課後 / 部活 / 校外学習 / 長期休業中 / 休日 等
	不審者等	不法侵入 / 脅迫 / 暴力行為 / 器物損壊 / 迷惑行為 / 盗難 / 放火 等
	施設管理	施設・設備等の破損・損壊 / 遊具 / 体育器具 / 防火扉 / 火災 等
	保健・衛生	食物アレルギー / 食中毒 / 熱中症 / 麻疹 / インフルエンザ 等
	交通事故	登下校時 / 授業時 / 引率時 / 自転車・バイク・四輪車事故 等
教育運営管理	教科指導等	教育課程 / 教科書 / 教育の中立性 / 宗教 / 著作権 / 国歌・国旗 / 指導力不足 / 単位認定・進級 等
	生徒指導	いじめ / 不登校 / 生徒間暴力 / 対教師暴力 / 対人暴力 / 器物損壊 / 校則 / 性非行 / 薬物 / 遅刻指導 / 交通指導 / 授業妨害 / 深夜徘徊 / 恐喝 / 怠学 / 虐待 / 自殺 / 体罰 / 中退 等
	情報取扱	指導要録 / 内申書・調査書 / 職員会議録 / 生活（いじめ）アンケート / 高校入試成績・選抜基準 / 体罰報告書 等
	その他	就学 / 入学試験 / 給食費 / 学校予算執行 / 学校徴収金 / 授業料 等
人事管理	職務・服务等	法令遵守義務 / 職務命令 / 信用失墜行為 / 守秘義務 / 職務専任義務 / 研修 / 勤務時間 / 休暇 / 転任処分 等

5 . 学校事故（災害）と責任

5 . 学校事故（災害）と責任

学校事故（災害）の発生

学校側に責任あり

学校側に責任なし

ア 民事責任

地方公共団体が被害者やその保護者から損害賠償を請求されることがある。

イ 刑事責任

過失致死罪、暴行罪や傷害罪等に問われることがある。

ウ 行政責任

校長や教職員が教育委員会から職務上の義務違反として懲戒処分を受けることがある。

6 . 安全配慮義務と注意義務

6 . 安全配慮義務と注意義務

1 危険回避義務と危険予知義務

指導手順の徹底（事前・途中・事後）

日常の施設・設備の安全点検

児童生徒の健康観察

2 児童生徒の保護監督義務

単に善良な管理者の注意義務以上の最善の注意義務を負う。

3 保護者への通知義務

保護者に対し事態に即して速やかに事故の状況等を報告し、保護者からの対応措置を要請すべき。

7 . 判例に学ぶ

7 . 判例に学ぶ

判例は世間の常識の一つと言われることもあり、
リスク回避の羅針盤

判例 校長の事故・事件未然防止義務

校長は、学校の代表者として、いじめ、暴力、犯罪、事故等学校内における事件や事故を未然に防止すべき義務があるのみならず、これらの事故が一度発生した場合には、事実関係を調査した上必要に応じ、児童の保護者らに対し、その調査結果を報告するなどの措置をとる義務があるというべきである。

(千葉地裁 H16/4/28判決)

7 . 判例に学ぶ

判例 担任の注意義務

学級担任は、担任する学級の生徒の学校生活全般についての指導監督をすることを本務としており、右指導が生徒の健康管理に及ぶことは当然であるから、日頃から生徒及び保護者との連絡を密接にし、あるいは自ら生徒の健康診断の結果等を点検して特別な疾患を有することが判明した生徒については、その情報を学校全体の管理指導責任者である学校長、生徒の健康管理を本務とする養護教諭等に対して確実に伝達し、生徒、保護者及び関係各教諭ら間の意思疎通を通じて教育カリキュラムを選定できる措置を講じ、生徒本人にも十分理解させたいうで、適切な指導を行うべき注意義務を負う。

(大阪地裁 H7/2/23判決)

7 . 判例に学ぶ

判例 救急車手配義務

(略)その後、A子が短時間の練習再開で前回よりも異常な状態で倒れた時点では、当時の状況に照らしても一般人としてもA子の身体状況が尋常ではないことを容易に認識できたものと認められるから、B教諭は、この時点においてA子の身体の危険性に配慮し、救急車を手配するなどして直ちに医師の診断を受けさせる注意義務があるのに、これを怠った過失があるというべきである。

(松山地裁 H6/4/13判決)

7 . 判例に学ぶ

判例 熱中症の防止義務

スポーツ活動中の熱中症を予防するための措置を講ずるには環境温度を認識することが前提となり、その把握が極めて重要であることは、平成22年当時において学校関係者に既に周知されていたと認められるから、被控訴人中学校長には部活動を行う室内又は室外に温度計を設置すべき義務があり、部活動の過程でWBGT等の温度を把握することができる環境を整備すべき義務があったと解しても何ら不当ではないというべきである。

(大阪高裁 H28/12/22判決)

7 . 判例に学ぶ

判例 学校のいじめ防止義務

学校側は、日頃から生徒の動静を観察し、生徒やその家族から暴力行為(いじめ)についての具体的な申告があった場合はもちろん、そのような具体的な申告がない場合であっても... ..あらゆる機会をとらえて暴力行為(いじめ)等が行われているかどうかについて細心の注意を払い、暴力行為(いじめ)等の存在が窺われる場合には... ..その実態を調査し、表面的な判定で一過性のものと決めつけずに、実態に応じた適切な防止措置をとる義務がある。

(大阪地裁 H7/3/24判決)

7 . 判例に学ぶ

判例 いじめへの対応義務

周到で広範囲な調査をして事態の全容を把握すること。

被害生徒に増幅されたいじめが加わらないよう十分配慮すること。

必要に応じてクラス全体、学年全体、学校全体の問題として取り上げ、いじめの卑劣さ、被害生徒の苦悩などについて生徒全員に理解させること。

いじめを傍観することなく、制止又は教師に報告する勇気を持つよう訴えること。

被害生徒にはいじめと闘う気概を持ち、教師等に申告するよう約束させること。

保護者を交えて、家庭裁判所等への通告という手段を示しながら、一層強力な指導をすること。

出席停止の措置を検討すること。

警察や家庭裁判所その他司法機関の措置に委ねること。

(福島地裁いわき支部 H2/12/26判決より)

7 . 判例に学ぶ

判例 理不尽というほかない体罰

被害者は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに被告人が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被害者が書き残したように理不尽というほかない。また、被告人は... 自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法と盲信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、被告人の刑事責任は軽視できない。

(大阪地裁 H25/9/26判決)

8 . 危機を招かない学校にするために

8 . 危機を招かない学校にするために～個人として～

Ⅰ 教育公務員としての自覚

- 児童生徒の身体的・精神的な安全確保
- 確かな指導力
- 児童生徒の成長を見守る抱擁力
- 児童生徒の師となるべき公正さ
- 保護者との信頼関係の醸成
- 独善に陥らないための研究と修養（研修）
- 常に向上を目指す意欲や柔軟性 など

Ⅰ 教育公務員の言動は「公権力の行使」

- 児童生徒を逃げ場のない精神状況に追い込み、生命に関わる事態を招来する可能性があること

* 国家賠償法に公権力の行使の成立要件が示されている。なお、公務員に故意又は重大な過失があった時は国または公共団体から求償されることがある。

8 . 危機を招かない学校にするために～組織として～

Ⅰ 危機意識を共有できる組織の構築

- 統制のとれた組織
- 横断的取組のできる組織
- コンプライアンス（compliance=法令遵守 通知等を含む）の徹底した組織
- 自校版危機管理マニュアルを持つ組織

Ⅰ 卓越した危機意識を有するリーダーの存在

- 適切な情報提供
- スキを見せない言動
- 弛まない自己啓発
- 卓越したコミュニケーション能力 クライシス・コミュニケーション（crisis communication=危機を未然に防ぐコミュニケーション）

Ⅰ 高い危機意識を有する職員集団の存在

- 時代の流れを読むことができる職員の育成
- リーガル・マインド（legal mind=法的思考）を持った組織の育成

8 . 危機を招かない学校にするために

危機管理マニュアル作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月） 文部科学省より

9 . 危機にどう対応するか

9 . 危機にどう対応するか～クライシスマネジメント～

問題発生

* 重要なこと
事前の備えと組織対応

人命保護・二次被害の防止

救急車の手配 / 警察への連絡
保護者への連絡 / 教育委員会への第一報 等

緊急対策本部の立ち上げ

ポジション・ペーパー

- | 被害児童生徒及び保護者への全面的ケア（支援）
- | 他の児童生徒へのフォロー及び類似事故防止策の徹底
（場合によれば全校集会や学年集会の実施）
- | 他の保護者へのフォロー（場合によれば保護者集会の実施）
- | PTAや地域等への協力依頼
- | 外部対応（報道期間等）等

9 . 危機にどう対応するか～クライシスマネジメント～

問題の概要及び対応方針～ポジション・ペーパーの例～

作成者 教頭（副校長）

- 1 事故（災害）・問題等の概要
- 2 これまでの対応（時系列で）
- 3 今後の対応方針
- 4 留意事項
- 5 その他

（注）簡潔に記入のこと

おわりに～私の座右の銘にかえて～



脚下照顧

【名】 禅宗で、足元に気をつけよ、の意。自己反省、日常生活の直視をうながす語。

〔大川普濟禅師語録〕

（精選版 日本国語大辞典）

リスクマネジメント

～ 学校の危機をいかに防ぐか～

高崎経済大学講師

高崎市教育長

飯野 眞幸



独立行政法人教職員支援機構